

令和6年度 第1回 竹富町総合教育会議

日 時：令和6年12月2日（月）

15時30分～

場 所：竹富町役場 庁議室

次 第

1. 開 会 . . . 司会（政策推進課）

2. あいさつ . . . 町長

3. 協議事項 . . . 進行（町長）

①教育委員会定例会について

②小中一貫校・義務教育学校について

③海洋教育の成果と今後の取り組みについて

④その他調整・協議事項について

説明員：教育委員会

4. その他

5. 閉 会 . . . 司会

竹富町総合教育会議構成委員名簿

No.	職 名	氏 名
1	町長	前 泊 正 人
2	教育長	佐 事 安 弘
3	教育長 職務代理者	嘉 良 寧
4	教育委員	川 満 晃 弘
5	教育委員	仲 底 傑
6	教育委員	松 原 史

関係課及び事務局

1	教育委員会 総務課長	新 城 寛 樹
2	教育委員会 教育課	西 原 智
3	教育委員会 社会文化課長	西波照間 優
4	政策推進課長	小 瀨 啓 由
5	教育委員会 総務課長補佐	大 屋 裕 次
6	政策推進課長補佐	津嘉山 翔

○竹富町総合教育会議設置運営要綱

平成28年2月3日告示第4号

改正

令和3年10月1日告示第71—1号

令和6年10月1日告示第92—1号

竹富町総合教育会議設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき設置する竹富町総合教育会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、本町の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議及び次ぎに掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次条に掲げる構成員の事務の調整を行う。

- (1) 本町の教育を行うための諸条件の整備その他の本町の実情に応じた教育及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 会議は町長及び教育委員会（第8条において「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長があらかじめ協議・調整事項を定め様式第1号により招集し、町長が議事の進行を行う。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 前項の場合における招集手続については、町長が招集する場合の例による。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は

学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

2 前項ただし書の非公開の決定は、町長と教育委員会の事前の協議による。ただし、緊急を要する場合は、町長と教育長の協議による。

3 前項の事前協議は、様式第2号により協議・調整事項提案者から提出し、様式第3号により回答する。

4 前項の回答が不同意の場合には、町長が決定する。

(議事録の作成及び公表)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく様式第4号により議事録を作成し、前条ただし書により非公開とした部分を除き、これを公表する。

(調整結果の尊重)

第8条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、政策推進課・教育委員会総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

総合教育会議 構成員 各位

竹富町長

年度 第 回竹富町総合教育会議の開催について

見出しの件について、下記の通り開催します。

記

開催日時： 年 月 日（ ） 時～

開催場所：

協議事項：

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

竹富町教育委員会

教育長

様

竹富町長

竹富町総合教育会議を非公開にする協議について

竹富町総合教育会議設置運営要綱第6条第3項の規定により、下記の事項を非公開にしたいので協議します。

記

非公開とする総合教育会議

年度第 回総合教育会議（ 年 月開催予定）

非公開とする協議事項

理由

様式第3号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

竹富町長 様

竹富町教育委員会
教育長

竹富町総合教育会議を非公開にする協議について（回答）

年 月 日付により協議のあった「竹富町総合教育会議を非公開にする協議」については、下記のとおり回答します。

記

非公開について 同 意 ・ 不同意

（理由）

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

年度 第 回総合教育会議議事録			
日 時	年 月 日	場 所	
出席者			
協議事項			
経過及び 結果			
特記事項			

附 則（令和3年10月1日告示第71—1号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和6年10月1日告示第92－1号）

この告示は、令和6年10月1日から施行する。